

「建築工事届」及び「建築物除却届」について

町内で建築物を建築しようとする場合または建築物の解体工事を施工する場合においては、建築確認申請提出の有無に関わらず、**町内全域において**、建築主事（県北振興局）を経由して長崎県知事に**届け出が必要**です。（建築工事届・建築物除却届）

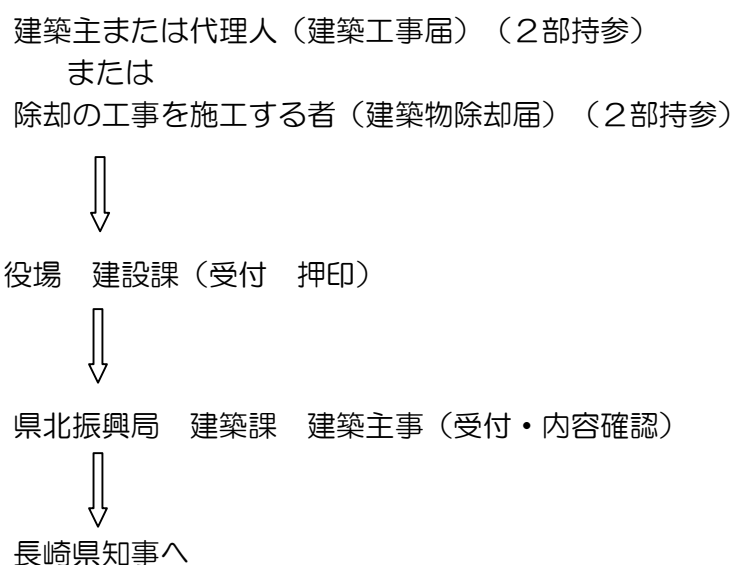
建築基準法第15条第1項

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、建築主事を経由してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（ただし当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合は届け出は不要です）

※小値賀町では町内の建築物の着工数（除却数）の把握のために、役場を経由してから建築主事へ提出していただいています。

「建築工事届」・「建築物除却届」の流れ



※届け出の様式その他必要書類については、県北振興局建築課又は小値賀町役場建設課へお問い合わせください。

県北振興局	建築課	TEL：0956 - 23 - 1816
小値賀町役場	建設課	TEL：0959 - 56 - 3111